

人権・同和問題Ⅲ

ねらい	人権・同和問題研修の講義方法等を学ぶことにより、講師の資質及び講義技術の向上を図る。													
メインターゲット	年度内に、各清掃事務所等において実施する同和問題研修の講師として登壇予定の職員。その他、各区等において人権・同和問題研修の講師登壇予定の職員													
申込条件	① 人権・同和問題研修の講師となる予定の職員 ② その他特に希望する職員		【需要数53名】											
日数	1日間													
研修内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 人権・同和問題に関するDVDの視聴 ○ 清掃・人権交流会との意見交換 ○ 同和問題研修講師登壇者の経験談（実例紹介） ○ 効果的な研修の進め方について考える（講義・班討議） 													
日程 研修ID 通知期限		<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>日程</th> <th>研修ID</th> <th>通知期限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1回</td> <td>6/23（火）</td> <td>2060301</td> <td rowspan="2">5/25（月）</td> </tr> <tr> <td>第2回</td> <td>7/14（火）</td> <td>2060302</td> </tr> </tbody> </table>		日程	研修ID	通知期限	第1回	6/23（火）	2060301	5/25（月）	第2回	7/14（火）	2060302	
	日程	研修ID	通知期限											
第1回	6/23（火）	2060301	5/25（月）											
第2回	7/14（火）	2060302												

「同和問題」登壇にあたって

各清掃事務所、清掃工場、職層研修「清掃研修」の同和問題講師として登壇するときは、下記の要件を満たす必要があります。

- 1 対象者（※受講の対象者とは異なります）
 - (1) 清掃事業主管部署の管理者（課長級以上の職員）
 - (2) 清掃事業主管部署から異動した管理者（課長級以上の職員）
 - (3) 同和対策担当部署の職員（係長級以上の職員）
- 2 受講が必要な研修
 - (1) 講師等養成「人権・同和問題Ⅰ」
 - (2) 講師等養成「人権・同和問題Ⅱ」
 - (3) 講師等養成「人権・同和問題Ⅲ」

※ 講師等養成「人権・同和問題Ⅰ」及び「Ⅱ」については、過去に当該研修または平成17年度以前に東京都職員研修所の「講師等育成研修（同和問題科・本科）」を修了したことがある場合は、本年の研修を受講しなくても構いません。

講師等養成「人権・同和問題Ⅲ」については、講師として登壇する年度は必ず修了する必要があります。

同和問題（各区等）研修実施予定表

1－(1)事務所・事業所

所属名		2年度	3年度	4年度	備考
千代田区	千代田清掃事務所		●		
中央区	中央清掃事務所	●			
港区	みなとリサイクル清掃事務所			●	
新宿区	新宿清掃事務所			●	
文京区	文京清掃事務所	●			
台東区	台東清掃事務所		●		
墨田区	すみだ清掃事務所	●			
江東区	江東区清掃事務所			●	
品川区	品川区清掃事務所	●			
	品川区清掃事務所荏原庁舎	●			
目黒区	目黒区清掃事務所		●		
大田区	大森清掃事務所		●		
	調布清掃事務所		●		
	蒲田清掃事務所		●		
	多摩川清掃事業所		●		
世田谷区	玉川清掃事務所		●		
	世田谷清掃事務所			●	
	砧清掃事務所	●			
渋谷区	渋谷区清掃事務所			●	
中野区	中野区清掃事務所			●	
杉並区	杉並清掃事務所		●		
	杉並清掃事務所方南支所		●		
豊島区	豊島清掃事務所	●			
北区	北区清掃事務所			●	
荒川区	荒川清掃事務所			●	
板橋区	板橋東清掃事務所			●	
	板橋西清掃事務所	●			
練馬区	練馬清掃事務所		●		
	石神井清掃事務所			●	
	谷原清掃事業所	●			
足立区	足立清掃事務所			●	
葛飾区	葛飾区清掃事務所		●		
江戸川区	小岩清掃事務所	●			
	葛西清掃事務所			●	

1-(2)工場

所属名	2年度	3年度	4年度	備考
中央清掃工場		●		
港清掃工場	●		●	
北清掃工場		●	/	建替えによる
品川清掃工場		●		
目黒清掃工場	/	/	/	建替えによる
大田清掃工場		●		
多摩川清掃工場		●		
世田谷清掃工場		●		
千歳清掃工場		●		
渋谷清掃工場		●		
杉並清掃工場	●		●	
豊島清掃工場	●		●	
板橋清掃工場	●		●	
練馬清掃工場	●		●	
光が丘清掃工場	/		●	建替えによる
墨田清掃工場		●		
新江東清掃工場	●		●	
有明清掃工場	●		●	
足立清掃工場		●		
葛飾清掃工場	●		●	
江戸川清掃工場	/	/	/	建替えによる
中防処理施設管理事務所		●		

〔注意事項〕

◎ 研修実施時期について

本年度の各区等で行う「同和問題」研修は、年内を目途に実施していただくようお願いいたします。

研修の実施時期（研修開始日）は、講師登壇要件を考慮すると、講師等養成「人権・同和問題Ⅲ」を受講・修了した日以降となります。

2 同和問題（各区等）研修の報告について

各区で行う「同和問題」研修については、研修実施前に『実施日程報告書（様式1）』、研修実施後に『実施結果報告書（様式2）』を研修所に提出してください。提出の期限は以下のとおりです。（FAX可）

- (1) 実施日程報告書（様式1）の提出期限
令和2年7月31日（金）
- (2) 実施結果報告書（様式2）の提出期限
各区等で行った「同和問題」研修終了後1週間以内

〔参考〕 同和問題研修の講師登壇要件について

<経緯>

平成12（2000）年度に清掃事業が東京都から特別区に移管される際に、清掃事業に従事する職員は、平成17（2005）年度までは東京都から特別区に派遣することとし、平成18（2006）年度から特別区の職員に身分切替することとなった。これによって、今後の清掃事業に従事する職員の研修については、東京都、特別区（各区および東京二十三区清掃一部事務組合）、特別区人事・厚生事務組合（特別区職員研修所）の3者で協定書を締結し、これまで東京都が行ってきた清掃技能系職員に対する同和問題研修は共催で実施することとなった。

この協定書の中で、講師として登壇するためには『東京都職員研修所が実施する「講師養成研修・同和問題科」を修了した、「講師養成フォロー」の対象職員とする。』とされ、また「講師養成フォロー」の対象者には、『同和問題講師（清掃事業に従事している課長級職員及び同和対策担当で係長級以上の職員）』と明記された。（その後、特別区人事・研修担当課長会からの要望により、講師登壇要件が一部緩和され、清掃主管課から異動した管理職でも講師養成フォロー（現在は研修名が変わり講師等養成「人権・同和問題Ⅲ」）を受けた職員についても登壇できるようになっている。）

<現在>

清掃技能系職員が東京都からの派遣職員から特別区の職員となった平成18（2006）年度以降の同和問題研修は、東京都と特別区の間で作成された確認書『清掃派遣職員の身分切替に伴う職員の身分取扱い（平成18年3月）』において、「身分切替後の研修についてはこれまでと同程度の水準を確保することを基本とする。」とされていることから、特別区（各区、東京二十三区清掃一部事務組合及び特別区職員研修所）は講師の登壇要件についてもこれまでと同様の規定で運用することとしている。

送付先：特別区職員研修所 管理課 行

年 月 日

同和問題（各区等）研修実施日程報告書

件名：同和問題（各区等）開催日程について

区 _____ 清掃事務所・事業所・工場の研修は、
下記の日程で開催します。

記

第1回	年	月	日（ ）
第2回	年	月	日（ ）
第3回	年	月	日（ ）
第4回	年	月	日（ ）
第5回	年	月	日（ ）

【講師】 所属： _____

氏名： _____

【発信者】 所属： _____

氏名： _____

電話： _____

- ※ 講師養成「人権・同和問題Ⅲ」終了後、**7月31日まで**に報告願います。
- ※ 提出後、日程に変更が生じた際には、再度お送りください。

同和問題(各区等)研修実施結果報告書

1 事務所・事業所 工場名									
2 講師名									
3 研修日時	実施回数	合計	回						
	①	年	月	日	時	分	～	時	分
	②	年	月	日	時	分	～	時	分
	③	年	月	日	時	分	～	時	分
	④	年	月	日	時	分	～	時	分
	⑤	年	月	日	時	分	～	時	分
4 受講者数	合計	名	※再任用・再雇用を含みます						
5 未受講者数	合計	名	※未受講者数のうち休職者等を除いた人数						
6 実施内容	<hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p>(記入例)</p> <p>15:00～15:15 講義</p> <p>15:15～15:45 ビデオ学習 (使用ビデオ名)</p> <p>15:45～16:00 講義 等</p>								

担当:

電話:

※研修終了後、1週間以内に報告願います。